

令和2年度 京都市立安祥寺中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総 則

(1) 目的、国の検証・方針の改定・本市の分析・施策

本来、子どもは家庭や地域社会、学校等において学習や様々な体験をするなかで、人間関係を構築し、社会生活を営むうえで必要となる知識や経験等を会得するとともに、人格が形成され自己を確立していく。

しかし、いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。最近においても、幾度となく子どもの生命にかかわる大きな教育問題、社会問題となる事案が発生しており、その度に国や地方自治体において、様々な取組が行われてきた。

このように、いじめは古くて新しい、そして今日的な問題であり、その防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要がある本市の重要な課題である。また、有識者や教育関係者から、いじめの問題の背景には、マスメディア等における他人の弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するような行為、悪質な他者への差別行為を許容する社会風潮があるとの指摘もなされている。即ち、いじめの問題への対応は、これから全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題である。

この度、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、取組指針の改定を行った。今後とも、この「取組指針」に則り、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取組を一層推進する。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条を基盤として、平成29年3月14日の国による「いじめ防止等のための基本的な指針」の改定や、それに伴う本市の現状分析及び「京都市いじめ防止等取組指針」に基づいて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容をさくいていするものである。

(2) 基本理念

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの(当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。)をいう。

(A) いじめの防止等の取組の推進に当たっての基本的な理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、子どもの育成に携わる全ての者が「いじめについて:(上記参照)」で述べたことに十分留意し、次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係の構築について苦慮している状況が多く見られる。幼児期の教育においても、幼児が他者との関わりを通して、自分の気持ちを調整し折り合いをつけながら、相手を尊重する気持ちや思いやりを持って行動できるよう、発達段階に応じた取組を促すことが必要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に付けるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

(B) 個人情報の取扱い

いじめの防止等の取組を推進するに当たっては、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例等の関係法令の規定に十分に留意のうえ、関係者間での情報の共有化等を適切に行うものとする。

2 いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うために、心理、福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーも構成員とするいじめ対策委員会を設置する。また、本委員会を機能的に運用することができるよう構成員全員の会議と日常的な関係者の会議に役割分担をするものとする。

いじめ・不登校対策委員会

開催時期	緊急時随時(緊急事案がないときは月1回、生徒指導委員会内において実施する)
構成	学校長、教頭、生徒指導部長、補導主任、各学年主任、養護教諭、生徒会主任、教務主任、教育相談主任、総合育成性支援教育主任、スクールカウンセラー
役割	【未然防止】 - いじめ未然防止、いじめを許さない環境づくりを行う役割。 【早期発見・事案対処】 - いじめ(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む)の情報や児童生徒の問行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。 - 上記に係る情報があった時には、情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。 - いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割。 【取組の検証等】 - 学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。 - 学校いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。 - 学校いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)。 【役割等の周知】 - いじめ対策委員会の役割や構成員等の、児童生徒や保護者・地域等への周知。
内 容	- 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。 - 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。 - 生徒指導委員会での情報交換に基づき、いじめ対策・対応に特化して組織的な対応を検討し推進する。 - 生徒指導委員会で、「いじめ事案」とであると判断されたらその対応を引き継ぎ、「組織」で問題解決まで被害、加害双方に対し指導、支援を行う。
周知方法	- 職員会議、研修会、全校集会、学年集会等にて、組織内の構成やその役割などを周知徹底。 - 学校だより等で生徒、保護者に対して周知を図るとともに学校ホームページにも活用し、地域への発信も行う。 - 入学式や始業式・終業式などにて全校生徒、または、保護者に対して構成やその役割などを周知徹底する。

生徒指導委員会

開催時期	月1回(火曜日開催)
構成	校長、生徒指導部長、補導主任、各学年主任、養護教諭、生徒会主任、教務主任、教育相談主任、総合育成支援教育主任、スクールカウンセラー
内容	- 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。 - 生徒会活動、部活動の推進 - 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。 - 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。 - いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

補導部会

開催時期	週1回(月曜日開催)
構成	学校長、教頭、生徒指導部長、補導主任、各学年補導係、養護教諭
内容	・補導問題に特化し、各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的な生徒理解のもと実際の指導の中心となる。 ・問題行動に対する未然防止対策、早期発見対策を勘案、検討し推進する。 ・問題行動を起こした生徒への支援、指導を検討し実践する。 ・生徒指導委員会と連携し、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

◆学習環境の整備

- ・豊かな学習環境を子供たちのために整備し活用していこうとする学校の雰囲気づくり。
- ・物の整備から機能の整備へ発想を変え、教室内の学習環境をより良いものへと変えていく。
- ・現在の学習環境の何をどう変えていけば学びを充実させることができるのか、ユニバーサルデザイン(チェック表)等を用い、分かりやすい授業づくりを目指す。
 - * 教室内はごみなどが散乱しておらず、常に整理整頓されている。
 - * 視力や聴力、その他身体的な配慮を要する生徒の座席配置を配慮している。
 - * 余計な刺激を受けることが少ない座席位置になっており、学習や行動のモデルになる生徒の席を近くにしている。
 - * 授業開始時には、黒板はきれいに消されている。
 - * 教室内での掲示物は精選されており、はがれていることなく、きちんと提示されている。
 - * 提出物や資料、ファイルなどの置き場所が明示され、場所が統一されている。
 - * 1日のクラスのスケジュールが提示され、生徒が確認することができる。

◆授業改善

- ・「教育課程指導計画(京都市スタンダード)」に基づく授業計画を作成し、その計画の基で指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に、言語活動の充実、コミュニケーション能力の育成、キャリア支援に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫し実践する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律(学びの作法)の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで、生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

◆道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育の在り方や年間計画を工夫し、時には保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解と連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのため、道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用いた指導・啓発を行う。また、道徳の授業を通して、生徒・保護者・地域とともに健全な社会生活を営む人としての自覚や態度、資質や能力を育む。

◆生徒が自主的に行う活動や体験活動の充実と絆づくり(生徒会、PTA、地域との連携・体験活動、学級活動)

- ・職場体験やボランティア活動等の体験活動を通して、教科・総合的な学習の時間・特別活動・道徳の時間との効果的な関連を図りながら、人間関係の大切さや思いやりの心の涵養などの道徳的価値の自覚を深める指導を推進する。
- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高めて、自己実現につなげる指導を進める。
- ・「京都市中学校生徒会宣言」を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために「京都市中学校生徒会宣言」にもとづく生徒会アンケートの実施や生徒の実態を踏ま

えた自主的・自発的な生徒会活動から「いじめ根絶」に向けた取組の企画立案から実施まで推進できるよう指導する。

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章(京都はぐくみ憲章)」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

◆ 日常情報共有

- ・日常の生徒観察や教育相談活動、学級担任や教科担任との情報交換を密にし、あらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、分析し迅速に対応する。情報伝達に関しては正確な内容を全教職員が確実に共有できるように徹底する。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、双方向で生徒の変化や実態の情報共有を心がけ、これまでの当たり前だと思っていたことを検証しなおして意識的・積極的な体制でいじめの早期発見や予防活動に努める。

◆ 定期的調査

- ・日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネージメントシート(わたしのクラスアンケート、わたしの毎日アンケート)を適宜実施して、多面的な視点から生徒の実態把握を行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果分析から背景を探り、迅速な支援・指導を行う。

◆ 検証と組織的対応

- ・日常のあらゆる教育活動の中でカウンセリングマインドをもって教育相談活動に臨み、年2回(前期・後期)の教育相談週間を設定し、クラスマネージメントシート等の活用から生徒をより多面的に観察し、理解することに努め、面談を通して生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し、適宜、適切な支援や指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置・再発防止に向けた取組

- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無の確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。

◆ 兆候や疑いの情報共有・対応の流れ

- ・日常的に生徒の動向の情報交換と分析から教職員相互の観察視点の補完と多角化に努める組織的体制を強化する。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を深め、より実効的な手立てを構築する。

◆ インターネットを通じてのいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者との連携で推進していく。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話、スマホの利用についての危険性はもちろんのこと、問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導(特に社会科、技術・家庭科)の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

◆いじめの解消 <見守りと再発防止>

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。ただし、いじめの被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である3か月を超え設定するものとする。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

◆『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』……※最終ページ 別図参照

（４）教職員の資質能力向上の取組

◆教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- ・定期的に生徒観察の視点点検（チェックシート等の実施）を行い教職員相互で補完する。

◆教職員が子どもと向き合う時間の確保に向けた学校運営支援

- ・教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるよう、少人数教育の推進に努めるとともに、総合育成支援員や学校司書、ALT、部活動における外部コーチ等、専門性をもつ人材と連携して教育活動を行う体制の整備に取り組んでいく。また、「校務支援システム」をはじめとする、ICTを活用した校務事務効率化等、学校運営の改善を支援する。

4 保護者・地域・関係機関との連携

◆保護者や地域への啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・様々な機会を捉えて「いじめ防止対策推進法」の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか？』と同等、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知させて課題解消のための対策を講じる。
- ・支部PTA、単位PTA、単位地域生徒指導連絡協議会、学校評議員会、小中連携等がいじめ防止に係る懇談や研修会で見識を深め、安祥寺地域が一丸となった取組を推進していく。その他 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組、関係機関との連携など
- ・ホームページ、学校だより、学年だより等での積極的発信を行っていく。
- ・必要に応じて、警察等との連携も行っていく。

5 重大事態への対処

◆基本的な考え方

いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30 日を超える期間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

◆重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。(今年度は、4月当初より休校期間があるため年間計画については変更あります)

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆生徒指導委員会・不登校対策委員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会 ・新入生を迎える会 ・生徒会オリエンテーション意見集約 ・学級目標、学年目標決め ・学年集会 ・認証式(いじめ防止対策委員会の紹介) ・避難訓練①(経路確認)	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・年末に行われた学校説明会で保護者啓発 ・授業参観 ・学級懇談会 ・修学旅行に向けた保護者会 ・家庭訪問週間 4/22～4/28
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 「不登校生徒の現状での関わりと対策」 ◆生徒指導委員会・運営委員会・補導部会・生徒指導部会	・憲法月間／人権学習 ・「いじめの問題」について ・小中担任連絡会 ＜1年＞ 校外学習 ＜2年＞ 校外学習 ＜3年＞ 修学旅行 ・小中連携授業参観① ＜1年＞ 科学センター学習	・第1回クラスマネジメントの実施、学年集約と共有 ・校外学習・修学旅行等の事前学習 ・前期教育相談週間の実施①	・PTA総会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果と共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆いじめ対策委員会・生徒指導委員会・運営委員会・補導部会・生徒指導部会等で「情報の共有と組織的対応」 ◆生徒指導委員会・運営委員会・補導部会・生徒指導部会	・生徒総会 ・小中連携授業参観② ・土曜学習の取組 ・道徳研修会 ＜1年＞ 非行防止教室 ＜2年＞ ケイタイ教室 (6月か8月)	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・休日参観 ・学年懇談会 ・第1回進路保護者会
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会・運営委員会・補導部会・生徒指導部会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・夏季学習会 ・球技大会(全学年) ・学年集会 ・全校集会		・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し①PDCAサイクル」 「夏季校内研修」に向けて ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会・運営委員会・補導部会・生徒指導部会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会	・生徒会リーダー講習会 「より良い学校にするために～いじめのない学校にするために～」 ・育成クラス サマーキャンプ ・支部授業研修会 ・合唱コンクール、体育大会 学習発表会に向けての取組	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール ・地域祭りパトロール
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・合唱コンクール、体育大会 学習発表会に向けての取組 ・合唱コンクール		

		・生徒会委員会活動取組週間 ・校内研究授業週間 ・土曜学習 ・避難訓練②(火災) ・小中連携授業参観③		
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCAサイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆生徒指導委員会・運営委員会・補導部会・生徒指導部会 「情報の共有と組織的対応」	・体育大会 ・学習発表会(3年) ・生徒会役員選挙 ・土曜学習	・第2回記名式アンケートの実施, 学年集約と共有② ・後期教育相談週間の実施②(3年進路相談①)	・学校評価の実施 ・学校運営協議会① ・第2回進路保護者会 ・家庭地域教育学級①
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネージメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」	・小中児童生徒会学校説明会, 生徒会交流会 ・小中部活動体験 ・土曜学習 ・生徒会アンケート	・第2回クラスマネージメントシートの実施, 学年集約と共有②	・入学説明会 ・授業参観
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネージメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し②PDCAサイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	<人権月間> ・人権学習(2時間) 校長講和など ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネージメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①(分掌・部会・委員会ごと) 「今年度の反省と来年度への申し送り事項ならびに課題の共有」	・小中連携の情報の集約について <1年> ファイナンスパーク学習 <2年> 職場体験／チャレンジ学習 ・避難訓練③(地震)		・家庭地域教育講座②
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネージメントシートの結果から」 「学校評価の結果について②PDCAサイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体研修) 「今年度の反省と来年度への申し送り事項ならびに課題の共有」	・学校評価生徒アンケート	第3回クラスマネージメントシートの実施, 学年集約と共有③	・学校評価の実施
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について②PDCAサイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③PDCAサイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・球技大会(全学年) ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 <3年> 卒業前校外学習	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネージメントシートデータ保管	・学校運営協議会②

PDCAサイクル (PDCA cycle, plan-do-check-act cycle) とは

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

※ 図 「いじめ事案に対する組織的な対応の流れ」

